

白井市自転車乗車用ヘルメット購入費用助成金支給要綱

(目的)

第1条 この要綱は、自転車乗車用ヘルメット（以下「ヘルメット」という。）を購入した者に対し、予算の範囲内において、その購入に要した費用の一部を助成することにより、自転車に乗車する際のヘルメット着用の普及を図り、もって交通事故被害の軽減と安全運転意識の向上に寄与することを目的とする。

(助成対象ヘルメット)

第2条 助成の対象となるヘルメット（以下「助成対象ヘルメット」という。）は、令和7年4月1日以後に購入したヘルメットであって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 自転車に乗車する際に頭部を保護することを目的として製造されたもの
- (2) 次に掲げるマーク（以下「安全基準マーク」という。）のいずれかの表示があるもの
 - ア 一般財団法人製品安全協会が安全基準に適合することを認証したSGマーク
 - イ 公益財団法人日本自転車競技連盟が安全基準に適合することを認証したJCFマーク
 - ウ 欧州連合の欧州標準化委員会が安全基準に適合することを認証したCEマーク（EN1078に限る。）
 - エ ドイツ製品安全法が定める安全基準に適合することを認証したGSマーク
 - オ 米国消費者製品安全委員会が安全基準に適合することを認証したCPSCマーク（CPSC1203に限る。）
- (3) 購入時に新品のもの
- (4) 他の法令等により国又は地方公共団体の負担による給付等を受けることができないもの

(助成対象者)

第3条 助成の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、助成対象ヘルメットを使用する者（以下「使用者」という。）であって、次の各号に掲げるいずれにも該当する者とする。

- (1) 助成対象ヘルメットを購入した日において住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づき本市の住民基本台帳に登録され、かつ、第5条第1項の規定による申請の日まで引き続いて本市に居住している者
- (2) 第5条の規定による白井市自転車乗車用ヘルメット購入費用助成金支給申請書兼請求書の提出時において、納期限が到来している市税に未納がない者
- (3) この要綱に基づく助成に相当する他の制度による助成等を受けていない者

(4) 白井市暴力団排除条例（平成24年条例第18号）第2条第3号に規定する暴力団員等でない者

(5) 令和6年度において、白井市から自転車乗車用ヘルメット購入費用助成金の支給をされていない者

（助成金の額等）

第4条 助成金の額は、助成対象ヘルメットを購入した費用（消費税及び地方消費税を含み、送料及びポイント等により支払った費用を除く。）の額に2分の1を乗じて得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）と2,000円を比較して少ない方の額とする。

2 助成金の支給は、助成対象者1人につき助成対象ヘルメット1個を限度とする。

（支給の申請等）

第5条 助成金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、令和7年7月1日から令和7年12月26日までの間に、白井市自転車乗車用ヘルメット購入費用助成金支給申請書兼請求書（別記第1号様式）に次に掲げるものを添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 助成対象ヘルメットを購入した日付及び金額等を確認できるもの

(2) 安全基準マークの表示がある助成対象ヘルメットであることを確認できるもの

(3) その他市長が必要と認めるもの

2 前項の規定による申請は、助成対象者が未成年である場合にあっては、特別な事情があるときを除き、その保護者（保護者に相当する者として市長が認める者を含む。）が行わなければならない。この場合において、申請者は千葉県内に住所を有する者であって、第3条第2号及び第4号に該当するものでなければならない。

（支給の決定等）

第6条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、助成金の支給の可否を決定し、白井市自転車乗車用ヘルメット購入費用助成金支給（不支給）決定通知書（別記第2号様式）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により助成金の支給を決定したときは、速やかに申請者に助成金を支給するものとする。

（決定の取消し及び返還）

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、支給の決定を取り消し、既に支給した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 偽りその他不正の手段により助成金の支給決定を受けたとき。

(2) この要綱の規定に違反したとき。

（補則）

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年6月10日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の失効の際、現に補助金の支給決定を受けた者については、第6条及び第7条の規定は、なお、その効力を有する。